

🐾 石油王の第二夫人になりたい！



～執筆者4人にかわって……サビニャー先生とワンチーニくんに語ってもらいます～

サビニャー：ワンチーニくん、この本で国際私法を楽しく勉強していきましょう。4コママンガ、読んでくれたかしら？

ワンチーニ：読みました！ 国際結婚や国際契約だと、どの国の法が適用されるかが問題になるんですね。いままで考えたこともなかったので、とっても面白そうです。

サビニャー：それはうれしいわ。そうした問題を解決するのが国際私法なの。「国際私法についてワクワクする思いをみんなと一緒に共有したい」というのが、この本を書いた4人の先生の願いだそうよ。

ワンチーニ：でも、法律の勉強って難しいから……。ちゃんとついていけるか心配です。

サビニャー：大丈夫よ。国際私法をはじめて学ぶ人でも理解しやすいように、この本ではいろいろな工夫がされているの。まず、各章の冒頭には、その章で扱う条文の全体を見渡せるようにした条文関係図がおかれているの。そして各章の本文の中にも、条文ごとに重要な要素を抜き出してまとめた条文スキーム（▶○○条）があるのよ。

ワンチーニ：さっそく見てみました。こんな図があるとわかりやすいですね。

サビニャー：ほかにも、つまずきやすいポイントを解説する対話コーナーや、発展的な問題を取り上げた教えて！サビニャー先生コーナーもあるのよ。マメ知識やColumnでは、その章に関係するさまざまなトピックを紹介しているわ。

ワンチーニ：いろいろと考えられているんですね。これから読むのが楽しみです！

～執筆者一同より～

本書が出版に至るまでには、本当にたくさんの方々のお世話になりました。まず、4コママンガやサビニャー先生とワンチーニくんは、株式会社バード・デザインハウスの杉本さやかさんの手によるものです。サビニャー先生とワンチーニくんが国際私法の疑問やポイントを語るという形式にすることで、この本の表現の可能性は一層広がりました。心なごむキャラクターを生みだしてくださった杉本さんに心より御礼を申し上げます。

そして、有斐閣京都支店の一村大輔さんには、本書の出版まで紆余曲折の連続で、多大なご迷惑をおかけすることになりました。それにもかかわらず、執筆者のわがままと新しい試みに理解を示し、辛抱強く最後までおつきあいただいたことに心から感謝申し上げます。

最後に、富山大学の小池未来先生と大阪大学大学院博士後期課程の後友香さんには、この本のモニターとして有益なコメントをいただきました。また、後さんには、事項索引の作成もお手伝いいただきました。お忙しいなか、この本のために時間をさいいただき、本当にありがとうございました。

2021年2月

執筆者一同

国際私法ってなんだろう？

はしがき

CHAPTER	0	ようこそ、国際私法の世界へ	1
---------	---	---------------	---

CHAPTER	1	準拠法決定のしくみ——その1（基礎編）	4
---------	---	---------------------	---

1	1	準拠法決定のしくみ	5
	1	単位法律関係と連結点 (5)	
	2	準拠法の決定・適用の基本的な流れ (8)	
2	2	準拠法の決定・適用の3つの基本プロセス	8
	1	法律関係の性質決定 (8)	
	2	連結点の確定 (10)	
	3	準拠法の適用 (12)	

CHAPTER	2	準拠法決定のしくみ——その2（発展編）	14
---------	---	---------------------	----

1	1	重国籍者・無国籍者の本国法 (38条1項・2項)	16
	1	重国籍者の本国法 (16)	
	2	無国籍者の本国法 (18)	
2	2	不統一法国の法 (38条3項・40条)	18
	1	地域的不統一法国 (18)	
	2	人的不統一法国 (21)	
3	3	反致 (41条)	23
	1	反致とは (23)	
	2	41条の反致のしくみ (23)	
4	4	公序 (42条)	26
	1	公序とは (26)	
	2	公序発動の判断枠組み (27)	
	3	公序の発動後はどうなる？ (29)	

- 1 婚姻の実質的成立要件 (24条1項) …… 34
 - 1 婚姻の実質的成立要件とは (34) 2 準拠法 (35)
- 2 婚姻の形式的成立要件 (婚姻の方式) (24条2項・3項) …… 38
 - 1 婚姻の方式とは (38) 2 準拠法 (39)
- 3 婚姻の効力 (25条) …… 42
 - 1 婚姻の効力とは (42) 2 準拠法 (42)
- 4 夫婦財産制 (26条) …… 45
 - 1 夫婦財産制とは (46) 2 準拠法 (46) 3 外国法が準拠法になる場合の例外 (49)
- 5 離婚 (27条) …… 51
 - 1 離婚とは (51) 2 準拠法 (52)

- 1 嫡出親子関係 (28条) …… 56
 - 1 嫡出親子関係とは (56) 2 準拠法 (57)
- 2 非嫡出親子関係 (29条)・準正 (30条) …… 59
 - 1 非嫡出親子関係とは (59) 2 準拠法 (60) 3 準正 (64)
- 3 養親子関係 (31条) …… 65
 - 1 養子縁組・養親子関係とは (66) 2 準拠法 (67)
- 4 親子間の法律関係 (32条) …… 70
 - 1 親子間の法律関係とは (71) 2 準拠法 (71)

CHAPTER
5

国境を越えた子の連れ去り

74

- ① 子の奪取条約が適用されるケース…………… 76
 - 1 子の奪取条約とは (76) 2 子の奪取条約にもとづく面会交流 (78)
- ② 子の奪取条約が適用されないケース…………… 80

CHAPTER
6

相続・遺言

82

- ① 相続 (36条)…………… 84
 - 1 相続とは (84) 2 準拠法 (85)
- ② 遺言 (37条・遺言の方式の準拠法に関する法律)…………… 87
 - 1 遺言とは (87) 2 準拠法 (88)

CHAPTER
7

契 約

92

- ① 契約の成立と効力 (7条~9条)…………… 94
 - 1 契約の成立と効力とは (94) 2 準拠法 (95)
- ② 契約の方式 (10条)…………… 101
 - 1 契約の方式とは (101) 2 準拠法 (102)
- ③ 消費者契約 (11条)…………… 105
 - 1 消費者契約とは (105) 2 準拠法 (107)
- ④ 労働契約 (12条)…………… 116
 - 1 労働契約とは (116) 2 準拠法 (118)

- 1 不法行為 (17条) 126
 - 1 不法行為とは (126) 2 準拠法 (127)
- 2 生産物責任 (18条) 129
 - 1 生産物責任とは (129) 2 準拠法 (131)
- 3 名誉・信用毀損 (19条) 135
 - 1 名誉・信用毀損とは (135) 2 準拠法 (135)
- 4 不法行為準拠法の例外ルール (20条・21条) 137
 - 1 例外その1: 明らかにより密接な関係がある他の地がある場合 (20条) (137) 2 例外その2: 当事者自治 (21条) (139)
- 5 日本法の累積的適用 (22条) 141

- 1 物権とは (146) 2 準拠法 (147)

- 1 権利能力 156
 - 1 権利能力とは (156) 2 準拠法 (157)
- 2 失踪宣告 (6条) 158
 - 1 失踪宣告とは (159) 2 日本の裁判所の国際裁判管轄権と準拠法 (160)
- 3 行為能力 (4条) 163
 - 1 行為能力とは (163) 2 準拠法 (164)

4	後見開始の審判等 (5 条)	167
	1 後見開始の審判等とは (167) 2 日本の裁判所の国際裁判管轄権と準拠法 (168)	
5	後見等 (35 条)	169
	1 後見等とは (169) 2 準拠法 (170)	

1	法人の従属法	178
2	外国法人に対する規制	183

1	債権譲渡	190
	1 債権譲渡とは (190) 2 債権譲渡の当事者間の関係 (191) 3 債務者その他の第三者に対する効力 (23 条) (192)	
2	相 殺	194
	1 相殺とは (194) 2 準拠法 (195)	
3	債 権 質	195
	1 債権質とは (195) 2 準拠法 (196)	
4	債権の法定移転	196
	1 債権の法定移転とは (196) 2 準拠法 (197)	

①	特許権	200
	1 特許権自体（成立・有効性・消滅等）の準拠法（200）	
	2 特許権侵害の準拠法（202）	
	3 特許権に関する契約の準拠法（203）	
②	著作権	205
	1 著作権自体（成立・有効性・消滅等）の準拠法（205）	
	2 著作権侵害の準拠法（208）	
	3 著作権に関する契約の準拠法（210）	

あとがき（212）

事項索引（213）

Column●コラム一覧

①	新しい家族のかたち——その1 同性婚・事実婚	41
②	新しい家族のかたち——その2 新しい親子関係？	65
③	扶養義務の準拠法	73
④	国際物品売買契約に関する国際連合条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）	100
⑤	国際的強行規定	123
⑥	事務管理と不当利得	143
⑦	個別準拠法は総括準拠法を破る!?	152
⑧	代理	187
⑨	債権者代位	197

著者紹介

た だ のぞみ
多 田 望 西南学院大学教授

[第 1 章・第 2 章・第 12 章]

なが た ま り
長 田 真 里 大阪大学教授

[第 3 章～第 6 章・第 9 章]

むら かみ あい
村 上 愛 北海学園大学教授

[第 7 章・第 10 章・第 11 章・第 0 章]

しん み ほ
申 美 穂 明治学院大学准教授

[第 8 章・第 13 章, 図表デザイン・作成]

4 コママンガ・キャラクターデザイン

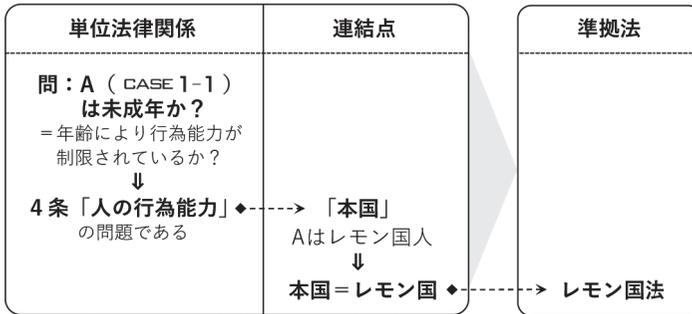
杉本 さやか

(株式会社 バード・デザインハウス)

準拠法決定のしくみ——その 1（基礎編）

● 準拠法決定のしくみ

例：通則法 4 条「人の行為能力は、その本国法によって定める。」



① 法律関係の性質決定 ⇒ ② 連結点の確定（法性決定） ⇒ ③ 準拠法の適用

1 準拠法決定のしくみ

CASE 1-1

レモン国人留学生の A (17 歳) が、日本にある B デパートの店員である C のところに、「これ、買います」とブランドのバッグ (¥200,000) をもってきた。この前、未成年者からの返品があったばかりで、C は、「A さんはまだ 17 歳だから、後で未成年を理由に売買契約が取り消されて、返品されるのでは……」と心配になった。C の心配のとおり、A は未成年であることを理由に返品することができるだろうか。なお、レモン国法の成年年齢は 16 歳である。

1 単位法律関係と連結点

国際私法の役割

CASE 1-1 の売買契約は、日本のデパートと外国人 A との間の契約なので、複数の国に関係している私人間の法律関係 (国際私法関係) です。CASE 1-1 では、A が未成年を理由に契約を取り消せるかどうか問題になっていますが^①、こ



知識 1-① 国際的私法関係

国際私法が取り扱う「国際的私法関係」とは、結婚や契約などの「私法」生活関係であって、かつ、何らかの「国際的」な要素、たとえば、当事者が外国人であるとか契約を結んだ地が外国であるとかの事情を含むものをいいます。

の問題に適用される法 (つまり準拠法) はどの国の法になるのでしょうか。日本法、レモン国法、それともその他の国の法でしょうか。

第 0 章で、「準拠法を決めるのは国際私法」であり、日本では主として「法

notes

① 成年年齢と行為能力 成年者であると、親の同意などの必要なく自分 1 人で契約を有効に結ぶことができます。契約などの法律行為 (⇒第 7 章 94 頁) を単独で有効にすることのできる資格を行為能力といいます。これに対して、未成年者が親の同意を得ないでした契約は、後で親などが取り消すことができます。日本の民法 4 条によると、成年年齢は 20 歳です (2022 年 4 月からは 18 歳)。行為能力について詳しくは、第 10 章 163 頁参照。

の適用に関する通則法」(この本では、これから通則法とよぶことにします)が具体的なルールを定めていると紹介しました。では、通則法はどのようにして準拠法を決めているのでしょうか。通則法が準拠法決定のために使っている基本的なしくみを探っていきましょう。

■ 単位法律関係とは

CASE 1-1 で適用される4条1項(なぜそうなるかは、第10章で詳しく学びます)を例に説明しましょう。4条1項は、「人の行為能力は、その本国法によって定める」と規定しています。「〇〇は、△△の法による」となっているのがわかるでしょうか。「〇〇」は、ここでは「人の行為能力」です。他の条文では、「法律行為の成立及び効力」(7条)や「婚姻の成立」(24条1項)、「相続」(36条)など、私たちの生活で問題になるいろいろな法律関係が、「〇〇」の中に入っています。この「〇〇」の部分は、準拠法を決める単位となる法律関係という意味で、**単位法律関係**とよばれています。通則法では、この単位法律関係ごとに、準拠法を決定するための個別の条文(4条~37条)が定められています^②。

■ 連結点とは

次に、「△△」の部分は4条1項では「(その)本国」です。他の条文では、ここに「目的物の所在地」(13条)や「婚姻挙行地」(24条2項)など、場所を表す言葉が入っています。これは、単位法律関係を特定の地の法に結びつけるポイントという意味で、**連結点**とよばれます。

単位法律関係と特定の地の法を結びつける、つまり「連結する」から連結点ってよぶのよ。

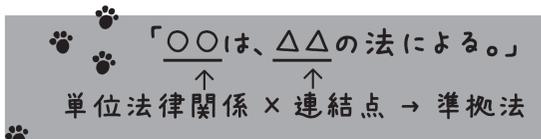


notes

② 準拠法決定のための補則 準拠法を決定するときの基本になる4条~37条は本則的な条文といえますが、これによる準拠法決定を補助するための規則(補則)として、38条~43条があります。これらの補則については、おもに第2章で説明をします。

■ 準拠法とは

このように通則法は、単位法律関係を、連結点によって特定の地の法と結びつけています。そして、単位法律関係に適用されるべき法として、連結点によって結びつけられた特定の地の法を、準拠法とよびます。



なるほど、通則法では単位法律関係と連結点の組み合わせで準拠法は決まるってことだね。

では、このしくみに CASE 1-1 を当てはめて考えてみましょう。CASE 1-1 では、成年年齢との関係で A に行為能力があるかどうかが問題になります。4条1項は、「人の行為能力」という①単位法律関係について、その人の「本国」を②連結点にしています。A の本国（詳しくは、この章11頁参照）はレモン国なので、レモン国法が準拠法になります。準拠法であるレモン国法では、成年年齢は16歳です。A は17歳なので成年年齢に達していて、行為能力を有します。よって、未成年を理由に売買契約が取り消されることはない、というのが CASE 1-1 の結論になります。

このように通則法4条～37条の条文はどれも、①単位法律関係と②連結点の要素に分けて、③準拠法を決定するしくみを使っています。長くてわかりにくいようにみえる条文でも、①単位法律関係と②連結点を発見していけば、理解しやすくなります^③。

🐾教えて! サビニャー先生 内・外国法の平等と最密接関係地法の原則

国際私法では、日本法（内国法）も外国法も基本的に平等で、準拠法になるのは日本法であることもあれば外国法であることもあるわ。そのうえで準拠法決定の原則といわれているのは、それぞれの単位法律関係に最も密接な関係がある地を連結点に定めて、その地の法を準拠法にすることよ。



notes

③ 単位法律関係と連結点のまとめ この本では、第3章以下の「2 準拠法」のところで、それぞれの条文の単位法律関係と連結点を図表（条文スキーム）にまとめて、わかりやすくしています。

あとがき

サビニャー：さいごまでおつかれさま！よく頑張ったわね。

ワンチーニ：法律の勉強ってすごく難しいイメージだったけど、楽しく学べた気がします。もっと勉強してみたいくなりました。

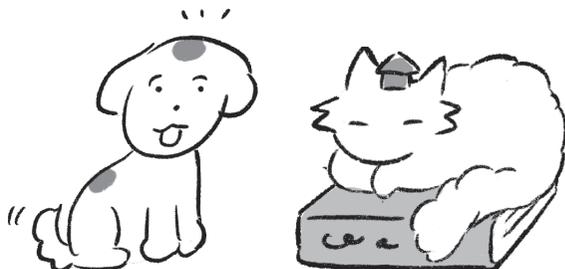
サビニャー：それはよかったわ。国際私法の世界って、実はとても広いのよ。この本では書ききれなかった説明や扱えなかった問題もたくさんあるの。たとえば、失踪宣告や後見開始の審判等以外の国際裁判管轄権、外国判決の承認・執行の問題、国際取引に関するさまざまなルールなどなど……。

ワンチーニ：ええーっ、まだたくさんあるんですね。

サビニャー：ぜひ、ほかの本でも勉強してみてね。「国際私法」はもちろん、「国際民事手続（訴訟）法」や「国際取引法」といったタイトルの本を探してみるとよいわ。

ワンチーニ：がんばります！

サビニャー：さいごに、この本を手にとってくださったみなさん、どうもありがとう。



あ 行	●
遺言	87
——の方式の準拠法に関する法律	89
一方的要件	36
親子間の法律関係	70
か 行	●
外国会社	183
外国法人	177
——の認許	183
外人法	185
加害行為地	128
隔地的契約	102
隔地的不法行為	127
間接指定	20
勧誘	113
擬似外国会社	184
強行規定	109
居所	12
契約	93
結果発生地	127
権利能力	156
行為能力	6, 163
後見開始の審判等	167
後見等	169
公序	15, 26
国際裁判管轄権	159
国際的強行規定	123
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（子の奪取条約）	75
国際物品売買契約に関する国際連合条約	100
国籍	11
個別準拠法は総括準拠法を破る	152
婚姻	34

さ 行	●
債権行為	191
債権質	195
債権者代位	197
債権譲渡	189, 190
債権の法定移転	196
最密接関係地	75
——契約の	97
——夫婦の	43
事実主義	61
実質法	3
失踪宣告	158
事務管理	143
集合債権譲渡	193
重国籍者	15, 16
住所	11
従属法	178
準拠法	3, 4, 7, 12
準正	64
準物権行為	191
常居所	11
消費者契約	105
職務発明	205
親権	71
人身保護法	80
人的不統一法国	21
生産物責任	129
設立準拠法	178
セーフガード条項	63, 69
先決問題	29, 86
選択的適用	39, 57, 62, 64, 102
相殺	189, 194
相続	84
双方的要件	36
属地主義	201

た 行	●
代 理	187
単位法律関係	4, 6, 8
段階的適用	43
担保物権	148
地域的不統一法国	18
知的財産権	199
嫡出親子関係	56
嫡出推定	56
嫡出否認	58
懲罰的損害賠償	141
直接指定	20
著作権	205
通常予見可能性	133
抵触法	3
当事者自治	47, 97, 139
特徴的給付	98
特許権	200
な 行	●
日本人条項	40, 52
認 知	62
——主義	62
は 行	●
バイ・スタンダー	134
配分的適用	35
反 致	15, 23
引渡地	131
被相続人	84
非嫡出親子関係	59
夫婦財産制	45
物 権	146
不当利得	143
不法行為	126
扶養義務の準拠法に関する法律	73
文学的及び美術的著作物の保護に関するバルヌ条約	206
法 人	177

法の適用に関する通則法	2, 5
法律関係の性質決定 (法性決定)	8
法律行為	94
本拠地	180
本国法	6, 10, 15, 23

ま 行	●
未成年者	163
無国籍者	15, 18
名誉・信用毀損	135
面会交流	78
目的物の所在地	147

や 行	●
養子縁組	66

ら 行	●
離 婚	51
領事婚	41
累積的適用	140
連結点	4, 6, 10
労働契約	116
労務提供地	120



国際私法
Private International Law

2021年4月20日 初版第1刷発行

著 者 多 田 望
長 田 真 里
村 上 愛
申 美 穂
発 行 者 江 草 貞 治
発 行 所 株式 有 斐 閣
会社

郵便番号 101-0051
東京都千代田区神田神保町 2-17
電話 (03)3264-1314〔編集〕
(03)3265-6811〔営業〕
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・大日本法令印刷株式会社／製本・大口製本印刷株式会社

© 2021, N. Tada, M. Nagata, A. Murakami,

M. Shin, Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-15051-5

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。